

令和4年調布市教育委員会第5回定例会会議録

1. 日 時 令和4年5月27日午前10時00分～午前10時57分（0時間57分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 阿 部 光

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 高 橋 慎 一

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

教育総務課長補佐 市 川 陽 介

教 育 総 務 課 副 主 幹 岡 本 広 美

学 務 課 長 丸 山 義 治

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 門 田 英 朗

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

指 導 室 副 主 幹 佐 藤 麻 美

社 会 教 育 課 長 中 川 恵 之

東 部 公 民 館 長 花 岡 裕

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 主 管 兼 小 池 信 彦

図 書 館 副 館 長

図 書 館 副 主 幹 長 崎 光 利

図 書 館 副 主 幹 海 老 澤 昌 子

郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二

郷 土 博 物 館 副 館 長 御 前 智 則

1. 事務局出席者 教育総務課総務係係長 澤 井 昭 宏

1. 会議録署名委員 教 育 長 大 和 田 正 治

委 員 千 田 文 子

〈会議に付した事件〉

議案第24号 臨時代理の承認について（調布市立図書館条例施行規則の一部改正）

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和4年調布市教育委員会第5回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場をさせていただきます。

○大和田教育長 本日、渡辺学務課主幹は、都合により欠席しておりますので、御了承を願います。

日程第1 令和4年調布市教育委員会第5回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和4年調布市教育委員会第5回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、千田委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしく願いいたします。

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、市川教育総務課長補佐から、令和4年度「調布市防災教育の日」の実施結果（概要）について報告を願います。市川教育総務課長補佐。

○市川教育総務課長補佐 令和4年度「調布市防災教育の日」の実施結果（概要）について説明いたします。

調布市防災教育の日は、東日本大震災の翌年である平成24年から、毎年4月の第4土曜日を調布市防災教育の日として定め、この間、児童・生徒に対する防災教育、地域の方や関係機関との協働による訓練を継続してまいりました。今回は東日本大震災から11年目、第10回目の実施となっております。

それでは、資料1を御覧ください。

初めに、1、実施日・場所についてです。4月23日土曜日に、市立全小・中学校28校で実施し、市統一テーマ訓練は大町スポーツ施設においても実施いたしました。

次に、2、事業概要等についてです。

初めに、(1)事業概要の表を御覧ください。表の左側に記載の学校教育活動として、命の尊さや、自らの命は自らが守る意識を高めることを目的とした「命」の授業や、調布消防署員及び国土交通省京浜河川事務所職員に作成いただいた、「水害・地震」をテーマにした防災啓発講話DVDの放映、東日本大震災の被災地等の講師による実体験に基づく防災啓発講話などを実施しました。

また、表の右側、市統一テーマ訓練では、昨年度に引き続いて訓練のテーマを「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」と定めて実施しました。今年度は、災害時に参集する市の職員と、地区協議会等の地域の方の協働による訓練を初めて実施しました。訓練内容の詳細については、(3)の【訓練内容】に記載の内容を御覧ください。

続いて、2面にお進みいただき、3、感染症対策についてを御覧ください。

事業実施日が、リバウンド警戒期間における調布市の対応方針の対象期間内であったことから、例年公開していた学校教育活動を非公開とするとともに、保護者による引取訓練を中止しました。

また、市統一テーマ訓練についても、当初予定していた小6児童、中3生徒とその保護者を対象にした避難所体験を中止し、児童・生徒との動線を完全に分離するなど、感染症対策を徹底した上で事業を実施いたしました。4、当日の様子を御覧ください。

また、事業の実施結果報告書は、例年どおりの8月下旬発行を目指して作業を進めてまいります。報告書をまとめる中で、上げられた課題の検証、次年度への改善に向け、引き続き関係機関と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○大和田教育長 次に、関口教育総務課施設担当課長から、令和4年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料2をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、5月10日現在の進捗状況の報告です。

現在、工事を実施している案件については、資料に記載の2件の工事のみとなります。また、前回の定例会以降、新たに契約した工事についてはございませんでした。

No.1の写真は、第八中学校プール水槽改修工事の状況で、プール水槽内の既存防水シーートの撤去が完了しました。この後、新しい防水シートを貼る作業を進め、水泳指導の開始

前までに工事を完了させる予定となっています。

No. 2の写真は、布田小学校外構ほか工事の施工状況です。今年度、布田小学校では校舎の増築工事を実施する予定で、現在、当該工事の契約手続きを進めているところですが、増築工事の着手に先立ち、校舎の増築予定箇所にありました既存の砂場等の撤去作業を先行して進めています。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、丸山学務課長から、調布市立小・中学校の臨時休業について報告を願います。丸山学務課長。

○丸山学務課長 私からは、調布市立小・中学校の臨時休業について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症については、児童・生徒の感染者は4月の4週目を境に半減し、その後は横ばいとなっております。

資料の「調布市立学校における臨時休業状況（新型コロナウイルス感染症）」をお願いいたします。令和4年5月26日15時時点の報告となります。

小学校においては学級閉鎖1、中学校においては学級閉鎖2の状況となります。

なお、特に人流が増加するゴールデンウィーク前に、全児童・生徒の保護者へ、児童・生徒の感染防止と健康安全を最優先とし、感染症対策の徹底を図るため、各家庭においても引き続き感染症対策に御留意いただくよう、併せて、医師会のアドバイスを踏まえ、家庭内感染等で濃厚接触者となった場合は原則7日間は外出等を控え健康観察を実施していただくよう、学校安全・安心メールを送信し注意喚起をしております。

都のリバウンド警戒期間が5月22日で終了しておりますが、引き続き感染防止対策の周知徹底を図り、学校と学校医及び調布市医師会と連携してまいります。

説明は以上となります。

○大和田教育長 次に、門田指導室統括指導主事から、令和4年4月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 令和4年4月における市内小・中学校の事故等の報告について説明をいたします。資料3を御覧ください。

令和4年4月は、小学校10件、中学校2件、合計12件になります。

まずは小学校の10件についてですが、①、発生日4月10日日曜日、発生場所は道路、学校管理外の事故になります。対象児童は第2学年男子です。当該児童は自転車で駅から自宅へ向かっていた際に、左折して自宅前に入ろうとしたところバランスを崩し左腕から転

倒しました。左腕橈骨骨折の診断を受けております。

②，発生日 4 月 12 日火曜日，発生場所は校庭，学校管理内の事故になります。対象児童は第 5 学年男子です。当該児童は体育の授業においてリレーをしていた際に，バトンを受け取ろうとして転倒，その際に左手首から肘にかけて地面に強打しました。保健室で左腕を冷却する応急処置を施し，通常どおり下校後，病院で受診し，左腕若木骨折の診断を受けております。

③，発生日 4 月 12 日火曜日，発生場所は道路，学校管理外の事故になります。対象児童は第 5 学年女子です。当該児童は下校後，犬の散歩中に道路でバランスを崩し右手を着く状態で転倒，患部の腫れも見られなかったため事故当日の通院はしていません。翌日の登校後に担任に痛みを訴えたため保健室で確認したところ，患部の変形と腫れが見られたため保護者へ状況説明を行い，下校後，病院で受診し，右手首若木骨折の診断を受けております。

④，発生日 4 月 13 日水曜日，発生場所は教室，学校管理内の事故になります。対象児童は第 3 学年男子です。当該児童は授業中に座ったままの状態自身の椅子を揺らしていた際，バランスを崩し後ろに転倒しました。転倒した際に歯を食いしばったため，上前歯の歯茎から出血が見られました。病院で受診をし，前歯の永久歯にぐらつきが見られ，バンドで固定する処置を受けております。転倒による頭部への影響は見られておりません。

⑤，発生日 4 月 14 日木曜日，発生場所は通学路，学校管理外の事故になります。対象児童は第 3 学年男子です。当該児童は学童保育所からの帰り道，ユーフォーから自宅へ向かっていた加害児童と一緒にあった際，加害児童が傘を広げた状態で振り回し，傘の先が当該児童の左目瞼に当たりました。医師から経過観察の指示を受けております。

裏面を御覧ください。⑥，発生日 4 月 19 日火曜日，発生場所は体育館，学校管理内の事故になります。対象児童は第 4 学年男子です。当該児童は体育の授業中，跳び箱を跳んだ際に右手小指を跳び箱の上部に突きました。保健室で患部を冷却する等の応急処置を施し，下校後，病院で受診し，右手小指骨折及び靭帯損傷の診断を受けております。

⑦，発生日 4 月 23 日土曜日，発生場所は通学路付近の駐車場，学校管理内の事故になります。対象児童は第 2 学年女子です。当該児童は下校中，駐車場にあるチェーンを跳び越して遊んでいたところ，足が引っ掛かり地面に頭部を打ちました。異常は見られず，医師から経過観察の指示を受けております。

⑧，発生日 4 月 25 日月曜日，発生場所は体育館，学校管理内の事故になります。対象児

童は第5学年男子です。当該児童は体育の授業中、リレーをしていた際に列の一番前にスライディングをする形で滑り込み、先頭に並んでいた児童の足と当該児童の小指がぶつかりました。翌日、当該児童から痛みの訴えがあり、保健室で患部を冷却する応急処置を施しました。右手小指骨折の診断を受けております。

⑨、発生日4月27日水曜日、発生場所は教室入り口、学校管理内の事故になります。対象児童は第3学年男子です。当該児童は休み時間に廊下で鬼ごっこをしていました。加害児童から逃げている最中に、教室の入り口に後頭部の右側をぶつけて切傷、出血をいたしました。病院で7針縫合の処置を受けております。

⑩、発生日4月30日土曜日、発生場所は道路、学校管理外の事故になります。対象児童は第5学年男子です。当該児童は自転車で帰宅中、自動車と接触し、転倒した際に頭部を地面にぶつけました。頭部切傷の診断を受けております。

続いて中学校の2件になります。

①、発生日4月19日火曜日、発生場所は通学路、学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年男子です。当該生徒は下校中、テストの点数について言い争いになりました。当該生徒が加害生徒の腹部を蹴り、腹を立てた加害生徒が当該生徒の腹部を殴ろうとした際、当該生徒は左腕で防ぎました。帰宅後、痛みがひかないため、保護者とともに病院で受診し、左腕橈骨骨折の診断を受けております。

最後になります。②、発生日4月25日月曜日、発生場所は校庭、学校管理内の事故になります。対象生徒は第1学年女子です。当該生徒は保健体育科の授業中、2人組みで馬跳びをしていたところ、勢い余って顔面から落下し、顔面を強打しました。

保健室にて鼻と上唇の間に出血があり、鼻と眉間に擦り傷を確認しております。応急処置を施し、病院で受診、骨への異常等は見られないとの診断を受けております。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、御前郷土博物館副館長から、調布市郷土博物館の臨時休館について報告を願います。御前郷土博物館副館長。

○御前郷土博物館副館長 調布市郷土博物館の臨時休館について報告をいたします。資料4をお願いいたします。

調布市郷土博物館条例第3条のただし書きの規定により臨時休館をするものです。期間は令和4年6月17日金曜日から6月19日日曜日までの3日間です。

休館する理由としましては、汚損等の影響を及ぼす虫やかびの駆除を目的としたくん蒸

消毒を行い、収蔵資料の保全を図るためです。

郷土博物館の臨時休館の報告は以上です。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。細川委員。

○細川委員 直接的なところではないのですが、資料2に第八中学校のプールの水槽改修工事ということが上がっております。そのプールに関してですが、この数年間、暑さに対しての懸念がずっと続いております。施設のなところでも暑さ対策の研究をぜひ進めていただきたいというところがありますし、また、今年度のプールの事業についても、感染が続く中でどのような形で進めていくのか、その点をお聞きしたいところです。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 まず、プールの暑さ対策というところで、日よけの問題が1つ課題かなと認識をしております。日よけを造るとなると、実際には屋根を掛けるということになってきますので、実際そこにかかわる事業費をどれだけ確保するかというところが1つ大きな課題かなととらえております。そこでいかにコストを抑えてどんなものを造るかというところでは、今いろいろなものを調査、研究をしている状況であります。

昨年度、八雲台小学校でプールの改修工事を実施した際に、簡易的なものを試験的に、一部なのでありますが、付けておりますので、これを今年度、使い勝手、それから安全性等も含めてちょっと検証したいなと思っています。その上で、今後それをほかの学校にも採用するかというところでこれからちょっと検討していきたいかなということでハード面では考えているところです。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 学校におけるプールの水泳授業についてなのですが、実施に際しては、1回当たりにプールに入水する児童・生徒の数を少なくして実施をし、換気や、児童・生徒間に十分な距離を保つなどの配慮、マスクを外すよう対応するように学校に周知しております。

また併せて、WBGT（暑さ指数）を計測して、31度以上の場合は活動を中止するところを周知しております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 暑さ対策の施設面での研究，八雲台での検証というのをぜひ進めていただきたいと思います。

それから，そのプール事業に関して昨年，一昨年と，校長先生なども更衣室での密具合などについて心配をされているところもありましたので，その辺のところの御指導といたしましょうか，ガイドラインを示して，子どもたちが安心して授業を受けられるように取り組んでいただけたら幸いです。

それから，もう1つ，プールに絡んでですけれども，学校開放で毎年実施しているところが多い開放プールですが，そろそろ地域の方々も今年度はどうするかというところで心配をされているかと思います。今年度の見通しといたしましょうか，そういったところがありましたら御提示いただけたら有り難く存じます。

○大和田教育長 中川社会教育課長。

○中川社会教育課長 プール開放につきましては，令和3年度は緊急事態宣言，及びその後のまん延防止等重点措置などにより一律の中止といたしました。

今年度につきましては，リバウンド警戒期間の終了及び正常化に向けた取り組みの一環として，プール開放につきましては実施の方向で検討しているところでございます。

いまだ感染状況については予断を許さない状況であることから，各学校において感染防止対策を行った上での実施と考えております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。子どもたちも楽しみにしていると思いますので，ぜひ実施できる方向で進めていただければと思いますが，実際に担当する開放委員の皆さん方は，やはりここで感染が広がったりするというようなところについては非常に心配しているのではないかなと思います。その点についても適切な対処といたしましょうか，ガイドライン等を示していただけると運営しやすくなるのではないかなと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

○大和田教育長 ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 私からは，資料1の調布市防災教育の日に関連した質問をさせていただきます。

これは詳しい報告ではなくて概要版で，また改めてということでもありますので，詳しいところについては，そこでの意見を述べさせていただこうと思いますが，今日は，先ほどの説明の中で，聞き違いでなければ，地域との協働は初めてということだったと思います。

私の印象だと、今までも地域と協働していたように見えていたのですが、組織的にきちんとされたのは今年が初めてなのか、その辺りをお聞きしたいのが1つ。

それから、訓練の参加者が全部で851人ということで、これは今年度もコロナ禍で参加者をかなり削減していったということと、ここには児童数が入っていないのかなということもあって、今年はこれぐらいで致し方なかったかなとは思いますが、調布市の教育プランの目標値には参加者3万人となっています。この3万人の内訳をどのように算定して考えられたかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○大和田教育長 市川教育総務課長補佐。

○市川教育総務課長補佐 まず初めに、地域との訓練について、今回が初めてということでやっております。従前も参加はいただいていたのですが、協働でやったというところについては今回が初めてとなります。

2点目です。参加者数の3万人の内訳についてですけれども、委員おっしゃるとおり児童・生徒並びに保護者の方が9割ほどを占めておりまして、残りが地域の方であるとか市の職員等々を内訳としております。

○大和田教育長 鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 言葉を少し付け加えさせていただきますと、協働の訓練につきましては、この間も継続してやってきたところではあるのですけれども、令和元年の台風19号以降、コロナもあり令和2年度は防災教育のほうは中止、昨年度は市の職員だけで訓練をやったということになっています。

令和元年度台風19号以降、感染症対策を踏まえた避難所開設訓練といったものを課題として、地域の皆さんと訓練をやりましょうということで進めてきたところではあるのですが、それが実現できなかったという状況がありまして、今、市として、感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を全校一斉にやったといったことが初めてというような状況でございますので、ちょっと言葉を付け加えさせていただきます。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。ありがとうございます。昨日、今日、おとといぐらいの新聞には、東京都防災会議の報告とか、被害想定とかが載っていて、そこからすると、確かに被害想定は少なくなっているものの、依然として被災者は多いなという思いがあり、やはり調布市の避難の拠点は学校なのだろうなど。

そういうところで、10年前ですか、これが発足したときには学校、地域、役所が連携し

て避難所を作ったということで、たしか私も自治会さんとか、老人クラブさんとかに声を掛けて来ていただいた訓練をしたような思いがあります。コロナ禍でそれができにくくなっているというので、その意識がだんだん薄れてくるのが私は心配しているところで、これからもやはり一体となった訓練をしていく方向はしっかりと持ち続けてほしいなど。

それから、意外に訓練の様子を地域の皆さんは興味深く御覧になっていたのです。難しいのかもしれないけれども、あの様子を動画配信とか、何か広める方法として、こういうこともやっていますよというので、啓発の資料の1つにしていけないものかななんて思ったりもしました。ありがとうございました。

○大和田教育長 最後のは御意見ということでよろしいですか。

○千田委員 はい。

○大和田教育長 鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 今、委員から御提案いただきました動画配信といったところになりますけれども、おっしゃったように、この間、昨年度は市の職員だけの訓練という形であったり、令和2年度、2年前は防災教育の日ができなかったといったような状況がありましたので、J：COMさん、いわゆるケーブルテレビさんをお願いしまして今年度の訓練を撮っていただきまして、職員のコメントであったり、地域の方の様子なども交えた中で放送として放映させていただいたような経緯がございます。

また、これからコロナがどうなるか分かりませんが、決して、すべての方が学校に来られるという状況ではないかと思しますので、そういったツールを使いながら、うまく情報発信をしていきたいなというように考えております。

○大和田教育長 千田委員、よろしいですか。

○千田委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。福谷委員。

○福谷委員 資料3のところは何点か、お聞きしたいなと思しました。小学校の⑤、傘を広げた状態で振り回して、傘の先が目当たったということで、これは雨が降っていて、なおかつ、ぱったり、そういうことだったのかなと思ったのですけれども、これはただ単に、小学生ですからふざけて回していたのだと思うのですが、そういう人間関係みたいなのは把握していらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きできればと思います。

それから、小学校の⑧、体育の授業中、面白いなと思ったのはスライディングでリレーをする、そういう授業内容であったのかどうか、ちょっと関心がありまして。いわゆる、

私は中学でしたけれども、小学校ではリレーをスライディングでやるのかなと思いました。

⑨ですけれども、休み時間に廊下で鬼ごっこ、逃げている最中に教室の入り口に後頭部の右側をぶつけて切傷と。加害児童から逃げるということで、頭をぶつけるまでの、子ども間で何かそういうのが把握されているかどうか、ちょっと気になりました。

あと、すみません、中学校で①なのですけれども、テストの点数で腹を立てて蹴ったと。通常では、ちょっと考えられないのですけれども、それを今度は腹部を殴ろうとして防いだときに骨折まですると。最近の子は骨がちょっと弱いということも聞いていますけれども、私が一番気になるのは、こういう事故の報告があったときに、やはり生徒同士、児童同士の関係、状況をどのように把握されているかということです。その点、教えていただければと思います。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 今、委員のほうから御指摘いただいた4点の事項についてなのですけれども、まず1点目についてです。⑤は、学校に聞き取りをしまして、児童館で常にけんかが起こるだとか、仲が悪いだとか、そういった状況にある子どもたちではないというように受けております。

続きまして、⑧ですね。裏面になります。体育の授業中のリレーというところで御質問をいただきました。このケースについてですが、体育館で一方方向を折り返して戻ってくるというリレーの形式を取っておりました。行って帰ってくるというリレーになりますが、ゴール地点がスタート地点と同じになりますので、タッチの際に滑り込んで当該児童がぶつかってけがをしたという状況になります。

続いて、⑨になります。休み時間に廊下で鬼ごっこをしてというところになりますが、こちらも通常、学級では休み時間において教室内外で鬼ごっこをするような指導については注意をしているというところがございます。当該児童については、逃げている際に前方を見ずにそのまま走っていたというところもありまして、ぶつかった経緯がございます。現在、学級のほうでは注意喚起及び指導の徹底をしているというところで学校から報告を受けております。

中学校の①の件は、普段は一緒に帰る間柄で、とても仲のいい生徒間という報告を受けております。テストの点数について言い合いになって、けんかになってしまったというケースで、本人もまさか骨折とまではというような認識でいたようです。委員おっしゃるように、コロナ禍において体力が低下していて、思わぬところでけがに発展してしまう、

そういったケースが、この4月においては非常に多かった印象を受けております。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

もう1つ気になったのが、⑧の小学校のほうですけれども、翌日当該児童から痛みの訴えがあり、保健室でと。家庭では当日こういうのを掌握していなかったのだなと思ったのですけれども、その辺はどうなのですか。

○大和田教育長 門田指導室統括指導主事。

○門田指導室統括指導主事 学校において応急処置もして、状況説明についても当日、保護者に実施しているというところですが。ただ、学校から下校しまして家庭で様子を見ている際には、そういった訴えがなかったというように聞いております。翌日、登校後、学校において痛みを覚え訴えてきたという経緯がございます。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 協議題

○大和田教育長 次に、日程第3、協議題に入ります。

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定(案)についてを議題といたします。本件について、関口教育総務課施設担当課長から説明を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定(案)について説明をします。資料5をお願いいたします。

初めに、資料5-2を御覧ください。こちらの資料は参考資料として用意をした資料となりまして、市長部局にて令和元年7月10日から施行しております調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱です。

資料表面の下段、下線を引いた事項になりますが、第3、教室確保困難通学区域の指定等の第2項、市長は、前項の規定による教室確保困難通学区域の指定をするに当たり、あ

らかじめ調布市教育委員会に意見を求めるとともに、当該意見を参考にするものとしてとされています。

また、第1項において、市長は、毎年度6月末までに公表するものとしてしていることから、次の資料5-3を御覧いただきまして、4月14日付け文書にて、市長部局から意見照会を求められましたことから、資料5-1のとおり昨年、令和3年調布市教育委員会第5回定例会において御協議いただいた意見について時点修正を行い、意見を付すことについて協議をお願いするものです。

それでは、資料5-1を御覧いただきまして、資料の3ページをお願いいたします。1、調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱第3第2項の規定に基づく、教室確保困難通学区域に関する意見について、今後、教室を確保することが困難と見込まれる学校の学区域について、これまで8校を指定していましたが、第二小学校の指定を解除し、資料に記載の7校の小学校の学区域を引き続き継続したいと考えています。

第二小学校の指定を解除する理由についてですが、これまで学齢人口の推移を注視してきたところ、児童数のピーク時期については令和8年度を想定し、現時点における未就学児の人口の状況から、令和8年度以降、児童数が減少に転じると見込んでいます。令和元年度に校舎の増築を行いまして、仮に住宅開発等により今後児童数の増加の幅が上振れる事態が生じたとしても、現在の校舎の規模で教室の確保が十分可能と判断をいたしましたことから指定を解除することとしました。

次の2、その他意見については変更ございません。

続いて、4ページをお願いいたします。別表1、学校施設等の状況についてですが、各学校の欄、児童数・学級数推計の数値を令和4年5月1日時点の実児童数及び実学級数に修正し、令和5年度以降については令和3年度調布市教育人口等推計報告書から抜粋をしました児童数及び学級数の推計値に時点修正を行いました。

なお、学級数については、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、令和7年度以降の学級数については全学年において35人の基準が適用となります。

また、各学校の状況のコメントについては大きな修正等はありません。

以上の内容を教育委員会の意見として付したいと考えております。

説明は以上です。よろしく御協議の上、御決定くださいますよう、お願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。本件について質疑、意見等がありましたら、お願いいたします。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 市の人口が増加をするということは、私は市にとって喜ぶべきことであろうととらえておりますが、反面、こういった問題、課題が発生するのも、またやむを得ないことではないかなと思うところであります。

資料5のところに、市長からの照会、意見を求められて、それに対して教育委員会としての回答が、ここに資料としてあるわけでございますけれども、まずお聞きしたいのは、調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱の拘束力がどの程度のものなのか、ちょっとお伺いしたいのが1つ。

それから、照会の文の中に、教室確保困難通学区域を指定するためと。いわゆる学区域を指定するためとあるのですが、この指導要綱のところには、教育委員会規則の第3号として、調布市立学校通学区域等に関する規則があるわけですね。市長から出されている、学区域を指定するためというのと、この教育委員会の規則との関係、兼ね合い、上位関係があるのかもしれませんが、そこら辺りを少し教えていただければと思います。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 まず、この指導要綱の強制力というところについては、これは飽くまでも要綱でありますので、事業者へのお願いということになりますので、この要綱に従わなかったからといって罰則があるものではありません。まずは、市の状況がこういったものだという現状を事業者に伝えた上で御協力をお願いしているといったところの制度となっております。

あと、学区域のところについては、基本的には地域を指定しなければいけないというのが、今回のこの主な内容であります。それについて、教育委員会規則で決まっている学区域と同じものを指定しているという状況になっております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 この拘束力については、今お伺いしたとおり理解できますが、結局、説明はしますよ、周知していきますよ、それを受け入れるか受け入れないかは相手の判断ということになるわけですね。

今まで、例えば、小学校区とか、大きなマンションが上ノ原小にしても建っているわけですが、あそこら辺りは結構影響を受けているわけですね。この要綱について周知した結果、戸数が減ったとか、そこら辺りは要綱の今までの成果として何かあるのですか。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 この要綱は令和元年から施行しております、その効果の検証というところでは、具体的に数値的に把握できていないというのが実態であります。この要綱を作って、例えば世帯数を変えるとかどの程度見直しがあったかというところについては、その辺の情報をキャッチすることがなかなかできていないというのが正直なところであります。

この要綱に基づいて幾つか事業者のほうから、この内容について事前に説明を求められている中で、この制定をした理由といったところをお伝えしながら、所管の部署としては、やはり最終的にマンションだとか住宅を購入するエンドユーザーに対してはしっかり説明をしてくださいというお願いをしております。

これは、新しく調布市のほうに転入をしてきて、若い子育て世代が来て、数年後、学校に入学する時期になってといったときに例えば工事が大々的に始まってしまうということがこれから想定をされますので、そういったところでエンドユーザーに対してしっかり周知をしてくださいというのは事業者にお伝えしている状況であります。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。一見して、弱い立場にあるというようなことが言えるのかなと思いますが、やはり子どもたちの健全な育成といいますか、そのためには行政として頑張るところは大いに頑張らなければいけないと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、回答書の2、意見の(1)、イの(ア)のところですが、学校施設(校舎)や運動場が過密化しており、今後さらに施設の過密化が進むことによる教育環境の悪化が懸念されますとあるわけですが、やはり子どもの数が増えていく、それから、1学級の人数が決められていることからすれば、増えたら施設を用意しなければいけない。とすると、増設していかざるを得ないわけですが、その分、校地に余裕がないのが7校であります。これは予算もかかわるし、それから、建築年数の関係もあるでしょう。そういったことも加味する中で、狭い校地を有効活用していくことも、これは検討されていると思いますが、いかなければいけないだろうなど。

このたび、若葉小、第四中の、いわゆる一緒に建てられる、それも1つの例だと思いますが、既存のところで行きますと、これから校舎を増築するについても、例えば体育館とプールを一緒にしてしまう。1階をプールにして2階を体育館にする。1階にすることに

よって暑さ対策もできるし、体育館は空調が効いているからいいと。そうすると、どちらかの空き地が子どもたちの遊び場として活用できる、そういったこともこれから考えていかないと、ただ校地が狭くなるだけでは、次代を担う調布の子どもたちにとって、いい環境とは言えないのではないかなと。ぜひ、そういったところを積極的に検討していただきたいなと。そうではないと、この趣旨に沿わないのではないかと私は思うのですね。

そのように懸念するのだけれども、では、その先どうするのということでは、やはりいけないだろうなと。アピールするところをアピールしていただきたいなと。これは意見でありますけれども、よろしく願いいたします。

○大和田教育長　ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長　ほかにないようですので、お諮りいたします。本件は原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第24号 臨時代理の承認について

○大和田教育長　次に、日程第4、議案に入ります。

議案第24号「臨時代理の承認について」を議題といたします。本件について、高橋教育部副参事から提案理由の説明を願います。高橋教育部副参事。

○高橋教育部副参事兼図書館長　議案第24号「臨時代理の承認について」、御説明いたします。

本案は、著作権法の一部改善に基づき、調布市立図書館条例施行規則の一部を改正するものであります。

提案の理由といたしましては、令和3年6月2日に公布された著作権法の一部を改正する法律第1条が本年5月1日から施行され、国立国会図書館が行っている絶版等資料の送信サービスの内容が変更となりました。

この変更の内容としては、送信サービスのうち、利用者に複製物を提供するに当たって、これまでは利用者の調査研究の目的のため著作物の一部を複製することができましたが、本改正によって、利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において複製をし提供することが可能となりました。そのため、調布市立図書館が行っているサービスの運用

を変更し、利用者に提出を求める資料の複製申請書の様式について変更する必要が生じたため、改正をするものであります。

様式の変更につきましては、お手元にお配りしております資料のうち、新旧対照表の一番後ろの図書館資料複製申請書（国会図書館デジタル化資料送信サービス用）を御覧いただければと思います。一番後ろに付いている紙の表面のところですね。新旧対照表の右側で、改正前の上段、下線を引いております部分、「調査研究に使用するため」を、左側の改正後、「著作権法に基づき」に改めます。裏面には、引用しております著作権法の該当部分を示しております、下線部分を変更するものであります。そのほか、文言等、所要の変更を行うものでございます。

なお、改正法の施行期日が5月1日となることにつきましては、4月27日に決定されて通知をされたことから、教育長の臨時代理により規則の一部を改正したものであります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますよう、お願いいたします。

説明は以上です。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。奈尾教育長職務代理人。

○奈尾教育長職務代理人 1つだけ教えてください。この図書館資料複製申請というのは、申請者、申請数が結構あるのでしょうか。

○大和田教育長 海老澤図書館副主幹。

○海老澤図書館副主幹 近年は少しずつ増えてきているという状況がございます。当初はやはり御覧になるという方自体も少なかったのですが、最近は問合せも増えてきております。

件数についての統計等は出していないところでありますけれども、ここ2～3年は、月に何回かというような状態では御要望いただいております、調査をなさる方の中ではかなり広まってきているのかなという印象は持っております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理人。

○奈尾教育長職務代理人 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和4年調布市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。傍聴もありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員